

# ちょっとしか触らないなら、石綿事前調査は不要でしょ？

## Q ちょっとしか触らないなら、石綿事前調査は不要でしょ？

### A 石綿の使用可能性がある既存の建材に損傷を及ぼす場合は必要です。

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（基発0804第8号）より抜粋  
第3 細部事項 1 改正省令関係 (1) 改正石綿則

#### ③ 事前調査の対象とならない作業

以下に掲げる作業は、石綿等の粉じんが発散しないことが明らかであることから、石綿による健康障害を防止するという石綿障害予防規則の制定目的も踏まえて、建築物、工作物又は船舶の解体等の作業には該当せず、事前調査を行う必要はないものであること。

- (ア) 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。
- (イ) 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。
- (ウ) 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。
- (エ) 略

#### ◇ 石綿事前調査の対象とならない作業は限定的。工事の規模にも関係ありません。

石綿の使用の可能性のある既存の建材に損傷を及ぼすなら、調査の対象です。

調査の対象とならない作業は、通知に示されています。除去等を行う材料が、木、金属、石、ガラス等、石綿がないと言われる材料であれば、調査は不要です。また、新たな材料を追加するのみであれば、損傷を及ぼすわけでないで、事前調査の対象外となります。一方、石綿等の使用の可能性のある建材について、電動工具を使って穴を開ける作業は、損傷を及ぼすことになるため、調査の対象となります。

書面調査で平成18年9月1日以降に着工していることが確認できれば、石綿なしと判断できますが、それより前の着工の場合は、調査者の資格を持った人が調査し、各建材について判断しなければなりません。書面、現地での目視調査でわからない場合は、石綿ありとみなして必要な対策をとるか、分析調査をすることになります。分析調査にも資格が必要です。

#### Point!

**石綿使用可能性がある建材を損傷→有資格者が事前調査を実施！**